

表 4 - 2 要監視項目および指針値（地下水）

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0 . 0 6 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0 . 0 6 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0 . 2 mg/L 以下
イソキサチオン	0 . 0 0 8 mg/L 以下
ダイアジノン	0 . 0 0 5 mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0 . 0 0 3 mg/L 以下
イソプロチオラン	0 . 0 4 mg/L 以下
オキシ銅（有機銅）	0 . 0 4 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0 . 0 5 mg/L 以下
プロピザミド	0 . 0 0 8 mg/L 以下
E P N	0 . 0 0 6 mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0 . 0 0 8 mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0 . 0 3 mg/L 以下
イプロベンホス（IBP）	0 . 0 0 8 mg/L 以下
クロルニトロフェン（CNP）	— （注 1）
トルエン	0 . 6 mg/L 以下
キシレン	0 . 4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0 . 0 6 mg/L 以下
ニッケル	— （注 2）
モリブデン	0 . 0 7 mg/L 以下
アンチモン	0 . 0 2 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0 . 0 0 0 4 mg/L 以下
全マンガン	0 . 2 mg/L 以下
ウラン	0 . 0 0 2 mg/L 以下

（注 1）胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注 2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。